

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第3回丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会
- 2 開催日時 令和8年3月23日(月)13時00分から14時50分まで  
\*受付時間(12時45分から12時55分まで)
- 3 開催場所 丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
  - (1) 委員 安達 鷹矢、安部 梨杏、清野 未恵子、吉良 佳晃、倉 剛史、  
田代 優秋、谷垣 友里、山田 俊朗、横山 宜致  
(敬称略・順不同)
  - (2) 執行機関 竹見 聖司、藤田 尚位、中瀬 文隆、西尾 友寛
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 7 会議資料の名称  
丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料資料Ⅰ
- 8 審議の概要
  1. 開 会
  2. あいさつ  
清野委員より、あいさつ
  3. 協議事項

(委員長)  
それでは資料について、説明をお願いします。

(事務局)  
※事務局より資料Ⅰについて説明※

(委員長)

今回の委員会では、条例の実効性を持たせるためにはどのような役割が必要かということについて、議論をいただければと考えている。

(A委員)

実効性を検討していくにあたって、軸となるものが4つあると考えている。まずは市民、次に事業者、そして観光客や移住者、最後に行政である。条例を制定したときに、それぞれにどのような影響があるのかということを整理することで、ブレインストーミングの議論もより効果的にできるのではないかと考えている。

(委員長)

誰を主語にするかが重要になってくると考えるなか、A委員のイメージとしては、軸となるそれぞれの主体について、ひとつずつ条文を議論して詰めていくような進め方を想定されているのか。

(A委員)

それぞれへの伝え方が重要であり、それぞれの対象ごとにキャッチコピーを含めた伝え方を変えてもいいのではないかと考えている。条例としてはひとつのものであったとしても、各対象に対するアプローチは多様であっていい。

(B委員)

実効性を持たせるための方策について考えてみたところ、既存の行政計画はいわゆる縦割り策定され、当該計画に基づき、施策が講じられているが、これらの諸計画と関連付けできるように条例にしっかりと書き込んでいくことが重要である。丹波の森づくりの理念の実現に向けた実効性については、景観条例などの既存の条例、計画、施策によって、担保されているものとして整理していい。他方、難しいところは“もりびと”についてである。丹波の森宣言は大きく4つの柱があって、歴史文化や土地利用、農、河川、森等の自然環境、そして、人づくり、つまり“もりびと”である。養父市のような宣言条例はかなり理念的なものであることから、反対する理由も特になく思われるが、注目したのは鯖江市の市民主役条例であり、“もりびと”との馴染みがとてもいいように思われる。理念的に整理するか“もりびと”という人づくりに焦点を当てるか、このあたりをどのように整理していくかは悩ましいところである。関係者に“もりびと”になってもらうということが重要であるとなれば、形式的に条例を定めただけでは、“もりびと”になることは期待できないことから、やはり市民合意を得るためのプロセスによってアプローチしていくことが大変重要になってくるといえるのではないかと考えている。そうしたなかで、市民の中に主体性を形成していくよう働きかけることができる。シンポジウム等で委員長にパネルディスカッションしてもらう

ということもありうるかもしれない。なお、条例の条文としては、責務として規定されていくことになるだろう。

(委員長)

策定プロセスに関わった人でないと当事者感が出てこないということはその通りであると考えている。この点については、E委員が前回の委員会でも指摘されていたと記憶している。一方で、検討委員会のスケジュールを踏まえ、どれだけ丁寧に進めていけるかは微妙なところがあることも踏まえ、ひとつの例として、愛知県豊田市のWE LOVE とよた条例を紹介したい。この条例では、見直し規定を設けており、執行状況に応じて検討し、その結果に応じて改正していくこともできるものになっている。このように、制定して終わりではなく実際に条例を運用していくなかで、関わる余地がある、あるいは残しておくということも、やや補完的ではあるが主体性を持ってもらうことにつながる工夫といえる。C委員に“もりびと”について補足いただければありがたい。

(C委員)

丹波の森構想を推進する人やそれを応援する人が“もりびと”であることから、それを阻むような人でない限り、基本的には誰もが“もりびと”とっていい。登録制度があるようなものではない。

(委員長)

そうした意味では、丹波の森づくりの理念に共感する人も“もりびと”といえるということか。

(C委員)

それも“もりびと”とっていただいで差し支えない。

(D委員)

資料において条例の分類として、水平的分類が示されており、そのなかに誘導条例として、伝建地区関係の条例が挙げられている。この条例の持つ特徴として、住民の合意があると考えている。つまり、伝建制度は、伝建地区として申請するにあたり住民の7割か8割の同意が求められている。条例が先導的な役割を果たしており、その趣旨に賛同する人が集まってくるような展開になっている。この点はこの条例の大きな特徴といえるのではないか。そのほか里づくり計画についても、その地区の住民が主体で策定することとなっており、丹波篠山市は住民の主体性を大切にされた施策のお手本となるものがある。

(委員長)

例えば、その趣旨に賛同した人が何か事業をしたい、活動をしたいというときにそれを応援することができるという規定を条例に設けるといったイメージか。

(D委員)

テーマ型のまちづくり団体ができていいかもしれない。仮に条例にそうした規定を盛り込むことができれば、“もりびと”になってもらうことと重なってくるのではないか。

(委員長)

まちづくりに関わる人を創出していくという発想はおもしろいと感じた。

(D委員)

歴史あるものを保存するという事は、賛同しやすいが、守る、あるいは保存というものではなく、新しいものを取り入れるなど“変わることで守る”という余白のあるものにしていければいいのではないか。そうした意味では、条例の運用として見直し条項があることは、その余白的なものに関連してくるような気がしないでもない。

(委員長)

紹介した見直し条項については、あくまでも技術的な運用レベルの話だと思っている一方、D委員の意見は、もっと前向きな創造性のある提案だと受け止めた。

(E委員)

この検討委員会の出口戦略みたいな話にはなるが、市長の意向に沿った条例案を提案できるよう候補を複数持っておかないといけないのではないかと感じている。今回の検討委員会が“丹波の森の理念の浸透”という課題から出発しているのであれば、“丹波の森”という言葉をはじめ、丹波の森宣言や構想にならった条文になることが自然のようにも思われる。また、丹波の森づくりは、単なる森づくりではなく、まちづくりを意味しているが、こうした認識を市民が持っているかというところではなく、当初から現在に至るまで“森づくり”を“森林づくり”と捉えてきていると推察する。こうした認識のギャップだけを問題とするのであれば、“森づくりはまちづくり宣言”等を行ってPRしていくことが想定されるが、ことはそんな単純なものではなく、市民や事業者を巻き込んで動かしていくかという本質的な問題があり、どちらを優先するか悩ましいところがある。こうした状況のなかで確認しておきたいこととしては、豊田市の事例では、商工会議所青年部のプロジェクトから盛り上がりを見せて、条例に結実したようなところがある。条例提案の説明者は誰になるのか、あるいは今回の丹波の森づくりに係る検討については、何が契機となって、はじまったのか改めて確認しておきたい。

(事務局)

仮に条例を提案する場合には、市長が提案者となる。また、今回の丹波の森づくりの検討については、丹波の森構想に対する認識が風化しているという市長の問題意識に端を発して始まっている。

(E委員)

そうした経緯を踏まえると、条例の全体的な基調としては、堅い表現になるような気がしている。一方、市民との共有のための普及啓発、あるいは一緒に活動していく趣旨を盛り込んでいくとすれば、それとは異なる特殊な条例になることも想定される。複数のパターンが想定されるなかで、どのような方向性で議論すべきか悩ましいところがある。

(委員長)

少なくとも今回の委員会で条例名、タイトルを決定する必要性はないと考えており、委員会の終盤で議論できればいいのではないかと考えていることから、その点についてはご理解いただきたい。また、繰り返しにはなるが、今回の丹波の森づくりの検討委員会は、第1回の市長あいさつにもあったとおり、丹波の森宣言等の理念の浸透、継承というところが問題点にあると認識している。以上から、条例で定めようとする内容についても、丹波の森づくりの理念を、どのように浸透させていくか、そして継承させていくかという点がまずは重要な目的になると考えている。

(E委員)

そうしたことであれば、やはり、“丹波の森づくり”や“森づくり”という言葉が、条例制定の理由として表れてくるのか、そうでない言葉を使ってもいいのかというところが問題としてあるように思われる。

(委員長)

それをあらかじめ決めて議論していきたいということなのか。

(E委員)

今回の検討委員会を開催するにあたって、実効性を高める方法やキーワードについて宿題として課されていたことから、自由に意見していいものなのか確認できればと考えている。

(委員長)

E委員としては、どちらがいいと思われるか。

(E委員)

丹波の森宣言等の理念の浸透、継承というところが目的としてあるのであれば、条例の条文を検討する際には、丹波の森宣言や構想等を一定程度引用した方がいいのではないかと考えているが、それだけでは十分ではないということであれば、独自の言葉を置いていくことも考えられる。そうしたときに、どの程度丹波の森に関連する言葉を省いていくことができるかという加減のイメージを掴みたいと考えている。

(A委員)

今の議論の状況としては、この検討委員会が市民からの問題提起のようなボトムアップで進んできたか、それとも行政側からのトップダウンで進んできたかによって、今後の条例検討に係るプロセスが変わってくるのではないかということが論点になっているとの認識でいいのか。

(E委員)

前半はそうした議論をしており、今回の検討委員会については、行政主導で動いてきているということが確認できた。そうしたなかで、どのような言葉を、どの程度条例に入れ込むことができるかという点について議論している。

(F委員)

“言葉が大事”という点はそのとおりであり、同じ言葉であっても、人によって理解が異なってしまったりは元も子もない。“もりびと”という言葉はマジックワードであると感じており、自分自身としてもわからないところがある。実効性について議論しているが、その実効性の射程も短期的なものではなく長期的なものを想定しているはずである。こうした状況を踏まえると、単なる共感を呼ぶだけでは目的を達成したことにはならず、やはり行動変容にまで至らせるような言葉を選び取っていくことが重要になってくる。こうしたことを踏まえ、ターゲットなどを含めて丁寧に議論していく必要があるのではないか。

(委員長)

“言葉”“キーワード”が重要であることは、そのとおりではある一方で、検討委員会における“キーワード”というものは、それぞれの委員から様々な意見が出され、議論を重ねるなかで、キーワードして収斂していくもので、一足飛びにキーワードといえるものは出てこないのではないかと考えている。これまでの委員会での議論としては、丹波の森づくりに関する理念等が薄らいでいくなかで、改めてその理念を共有するために、必要な方策等を検討するというこで、この検討委員会が設立された。そして、市長あいさつにもあったとおり、条例化を含めて検討していくこととなった。条例制定することによって、事業者の支えや理解者が増えることが期待できるとともに、行政にとっても、これまでの取り組みの原点

が顕在化されることや自治体としての背骨が通ることになるといった意見があり、こうした点に委員間における共通認識をみたと考えている。しかしながら、議論を進めていくなかで、条例を制定するだけでは変わらないのではないかとといった意見や実効性を議論する必要性などを指摘する意見が前回の委員会であったことを踏まえ、今回の委員会では委員の皆さんから意見をお聞きしながら、実効性を高めるためのアイデアやキーワードを形作っていけばと考えている。

(E委員)

今回検討していこうとする条例としては、理念と誘導にまたがるようなもので異議はなく賛同するものである。あとは実効性を高めるためにどのような方法が考えられるかというところではないか。

(委員長)

幅を広げていうと、条例そのものに実効性を埋め込まなければならないかということも必ずしもそうではなく、それに関連づいた施策を講じることで、実効性を担保するという方法もありうると考えており、それを市に対して提案していくことも考えられる。

(C委員)

どのような条例をイメージできるかということ大きくは2つあるのではないかと考えている。ひとつは、既存条例の上位に位置づけられるような理念条例、もうひとつは既存条例と並列に位置づけられるような条例である。さらにいうと、“丹波の森づくり”としての条例の実効性については、環境基本条例や農都創造条例等の既存条例及び当該条例に基づく計画等によって担保できていることから、同じような条例を重ねて策定して、その条例に実効性を持たせたとしても、実質的な意味はないだろう。仮にそうであるならば、原点に立ち返って理念条例としての位置付け、つまり丹波の森条例(仮)を上位条例として、その下に環境基本条例などの関連性の高い条例がぶら下がるようなイメージが馴染むのではないか。そうしたうえで、実際にできるかは別として、個別の条例を再検討するという過程はあっていいのかもしれない。どのような条例とするかということころは、もう少し議論の必要性があるのではないか。

(委員長)

C委員の意見を踏まえたうえで申し上げると、環境基本条例などの既存の個別条例の上位に位置づけられる理念的な条例であったとしても、一定の実効性については組み込むことはできると考えている。例えば、環境基本計画等の丹波の森づくりに関連する計画を策定する時には、丹波の森づくり条例を踏まえて策定するものとする、というような規定を丹波の森づくり条例に置いておくことで、関連条例、関係計画を通じて、実効性を持たせる

ことができるのではないか。

(C委員)

委員長の意見もひとつの在り方だと認識しており、既存の条例とうまく接続させながら、実効性を担保していくということも可能であると考えている。

(委員長)

これまでの議論を簡単に整理すると、既存条例における傘の役割、つまり統括・整理するような条例、これを便宜上プランAとすると、この条例は恐らく行政にとって便利な条例になることは間違いないと思う一方で、市民との温度差が生じるのではないかという懸念を拭い切れない。オルタナティブ的に、市民参画を軸に据えたプランBの2パターンが出てきている状況ではないかと思っている。

(E委員)

この検討委員会においては、まさにその両プランを1つの条例に統合することに加えて、どのように実効性を備えるかということを求められていると受け止めている。

(委員長)

現時点の検討段階としては、複数のプランという形であって差し支えないと考えている。

(F委員)

この検討委員会に参加されている委員は、それぞれの立場で活躍され、深みを持った方たちである。こうしたなかで、複数のプランを比較検討しながら、重複している領域を整理していくということか。

(委員長)

重要な点について合意が得られるのであれば、そうした展開も考えられる。そのために事務局に複数案を提示するよう依頼することも可能である。

(暫時休憩)

(委員長)

それに加えて、ターゲット等に応じたプランも想定されるといったところではないか。事務局としては、どの程度絞り込んだ方がいいか。あるいは、ひとつの条例案を作り込んでいくという方法も考えられるがどうか。

(事務局)

ある程度具体的なプランとしてみえてきた方がありがたい。そのうえで、プランの数について多すぎるとなかなか収束させにくいと考えることからせいぜい3つくらいまでではないか。

(委員長)

いくらか具体的な候補を形として出していけるように進めていきたい。C委員からは、既存条例の傘のような条例とする考えが示された一方で、A委員、F委員からは事業者あるいは実践者目線の切り口が示されている状況と受け止めている。

(F委員)

条例の構成について、A委員が会議の冒頭でお話しされていたように、事業者、市民、観光客・移住者、行政というそれぞれの主体毎、個別に条文規定を検討をしたうえで、どのような統合ができるかを検討していくことがいいと考えている。

(A委員)

対象者ごとに規定を置くことでわかりやすい条例構成になると考えている。そうすることによって、それぞれの役割を相互的に把握できるようになることから、条例の趣旨等の理解が深まり、ひいては実効性の向上に寄与することができるのではないかと考えている。

(委員長)

一般的な条例においては、行政の責務、事業者の責務といったかたちで規定されることが多い。今回の条例についてもそうした構成になるのではないかと考えている。

(D委員)

平成26年に制定された丹波篠山市ふるさとの森づくり条例においても、そうした構成になっており、市の責務、森林組合の責務、森林事業者の役割、森林所有者の役割、市民の役割といったかたちで規定されている。

(F委員)

実際の条例において、責務に係る規定があるにもかかわらず、期待される効力が生じていない理由は何なのかということを探っていく必要があると考えている。

(D委員)

その点に関するアイデアについて思いを巡らせたなかで、辿り着いたことのひとつとして、丹波篠山市では、地区のまちづくり推進条例において、地区単位のまちづくり、いわゆ

る“まちづくり協議会”によるまちづくりを推進していくことを規定している。この条例及び関連規則においては、それぞれのまちづくり協議会が“まちづくり計画”を策定し、同計画に基づいて、地域づくりを進めていくことを規定しているが、丹波の森宣言や丹波の森構想の理念を盛り込める要素があるのかどうかという点がポイントではないかと思っている。まちづくりに関する様々な活動が、実は丹波の森宣言などの考え方から導けるものであるということが理解し難い面があるからこそ、まちづくり協議会のようなコミュニティ組織の計画にも、そうした理念を書き込んでいくような仕組みを設けることができれば、実効性を高めることにつながっていくのではないかと。この点、まちづくり協議会のまちづくり計画のみならず、教育委員会のふるさと教育等の計画についても同じようなことが言える。導入当初は強権的な手法で進めていくことにはなろうかと思うが、月日が流れていく中で、定着していくと考える。

(F委員)

今の議論と関連して、里づくり計画に関するエピソードを紹介したい。里づくり計画は、地域の個性を生かした土地利用を進めるため、住民等の主体的な参画によって策定するものであるなか、策定の際には地域の人たちが集まって話し合いを進めるが、そうした理念のような意見は出てくることはなく、参加者それぞれに関係する周辺領域に議論が集中するきらいがあり、地域としてどうしていくかといった将来像、ビジョンといった議論にはなりにくい状況がある。こうした点にも条例と実態のギャップを感じている。また、福住地域で様々な動きが出ているのは、恐らく中心的に動かしている人の理念が丹波の森の理念と近いものであることから、進んでいるような気がしてならない。

(D委員)

“もりびと”のモデルを示した資料があるのであれば、個々人がそれをどう解釈して、実践に結び付けていくかということになるのかもしれない。

(A委員)

福住地区における景観に係る条例の実効性、とりわけ規制については、よく機能していると感じているとともに、地域住民の方々も好意的に受け止めている。まちづくり協議会の役員は定期的に改選するが、条例、ルールは変わらない。この普遍性は条例のもつ効果として大きいと感じている。条例があるからこそ、住民の方の意識啓発、規制をネガティブなものとして捉えていないことにもつながっていると同時に、そうした住民であるからこそ、こうした条例ができたという見方もできるのではないかと考えている。

(E委員)

福住において署名という手法を採ったように、市民の意志を問うような仕掛けは、必要な

のかもしれない。また、ふるさとの森づくり条例においては、“里山の日”というものを設定して、行政主導でイベントを開催したがあまり続かなかったこともある。条例で制定したとしても、実際の運用に係る課題も意識しておいたほうがいい。行政職員がしっかりと条例を動かしていくんだという強い意識がないと難しいところがある。先ほど言われていた丹波の森づくりに係る理念等を引用するという仕組みについても同様で、それを“実際に徹底する”というところにも実効性に係る課題がある。

(C委員)

これまでの話を聞いていると、やはり市民の“生活感との一致”は非常に重要なポイントなのではないかと感じている。つまり、福住地区の事例においては、まちなみというものが自身の生活と直結していることから、その関心、理解度も高まることになるが、“里山の日”のように、行政が記念日を設定して盛り上げようとしても、なかなか市民の生活感とは一致しないことから、浸透していかないということではないか。

(D委員)

こうした記念の日については、しっかりとキャンペーンをしていくことが重要であり、関係者が連携して、市民みんなで楽しむことができるようなイベントとすることが大事になる。

(B委員)

そうしたイベントを地域コミュニティであるまちづくり協議会が開催するとより効果的に進むのではないかと感じた次第である。丹波の森協会が設立されたときも多くの視察があった。多い時には300人もの方がまち歩きに参加されたこともあったが、3年から5年ほど経過すると参加者数は減少していった。

(D委員)

あらかじめ期間限定として“中締め”を想定するというのも今の時代にはありなのかもしれない。長期に続けると風化してしまう現状もあるため、期限を区切ることで取組の推進力を高め、「楽しかった」という感情を残しながら、次につなげられる可能性がある。

(E委員)

タスクフォース的な条例、あるいは人間の発達段階を適応して、乳児期、幼児期、青年期、成人期、壮年期、老年期のような期間を定める規定を設けることは、おもしろいかもしれない。

(F委員)

事業者の立場からするとイベントの実施は負担が大きくしんどいことはお伝えしておきたい。とはいえ、次の担い手を探すためにも、イベントという仕掛けは必要であることから、開催しないわけにはいかないという苦しい事情がある。イベントが仕事にリンクしていると続けることができるが、そうでなければ継続していくことは難しい。実際、酒造りに係るイベントについては、100人も参加者と関わる良い機会ではあるが、その運営の負担は大きく、やめようかという瀬戸際で悩ましい問題を抱えている。そうした意味では、必ずしも続けなくてもいいというフレキシブル性、やめることができるという選択肢を持てることは、いいことではないか。あとは、やはり“仕事化”するということに尽きる。

(B委員)

私より少し上の世代になると“無償”という意識が大変強い。完全無償では到底続かないことから、少し収益性を持たせてもいいというような提案はするがあまり聞き入れてもらえない状況もある。

(F委員)

一定程度収益性を持たせないと持続的に活動できなくなることを理解してもらうことは重要。それと公共性とのバランス、舵取りという非常に難しい問題がある。なお、完全にビジネスに走るのであれば、これまで守られてきた“森”は捨てられてしまうだろう。

(委員長)

これまでの議論を少し整理すると、既存施策を整理等することや、市民や事業者、行政について規定することや生活との密着感についての言及があった。また、時限措置的あるいは発達段階別の運用等を想定するような意見等があったと受け止めている。こうしたなかで、丹波篠山市への移住を検討しているような市外の人等に対しても、訴求していくということも想定されうると考える。もちろん、条例で規定したとして、移住希望者が条例に目を通すかは別問題ではあるが、その点について委員の皆さんの意見を伺いたい。

(A委員)

宿泊客の方に対しては、集客の際に先人の取り組みがあって今の環境があるということをお伝えするうえで、実際に来ていただいたときには、水を汚さないようにすることやごみを捨てないようお伝えし、そうした配慮が100年後もこの環境を残すことにつながるということをお話ししている。観光客あるいは宿泊客にこうした説明をする際に、説得的・象徴的な条例があるとなおいいかもしれない。

(委員長)

A委員の意見を聞いて、市内の事業者が市外の観光客等に対して、丹波篠山の価値を訴求

するときに参照元となるような条例をイメージした。

(A 委員)

飛躍するかもしれないが、“丹波の森づくり税”みたいなものを制度化するのもおもしろいのではないかと。事業者としては追加費用、例えば500円なり請求することに抵抗はかなりあるが、その税収を地域の草刈り等を含む「丹波の森づくり」の取組に利活用することも考えられる。

(B 委員)

客目線で考えてみるが、あまり抵抗はないのではないかとこの印象である。市外の人に向けた発信という視点は重要なものとする。

(F 委員)

企業研修の対応をすることがあるが、そのなかで今ある風景はこれまでの歴史的な蓄積があつてこそ残っているものであるということをお伝えしてきている。巷でも地域資源の価値化といった話題があるが、これまで先人たちが費やしてきた役務等を経済的価値に換算した場合には、とんでもない金額になるだろう。こうした豊かな自然をただただ享受するのではなくして、その対価としてA委員の提案された森づくり税のようなものを設定して、企業に一定程度の経済的負担をお願いしていくこともありなのではないか。そうすることで、丹波篠山市が大切にしているものの輪郭が明確になることにもつながる。

(D 委員)

税金という形での徴収以外にも、例えば公営駐車場等の料金案内において、そうしたメッセージを記載しておくこともいいのではないかと。

(B 委員)

こうした取り組みを通じて、市民の方が来訪者に対して丹波篠山地域の魅力を語ってかれるようになるのであれば、それは本当にすごいことだと考える。

(G 委員)

今回の検討委員会にあたり、実効性を高める取り組みについて検討した。他自治体の事例を調べる中で、記念日の設定は興味深い施策であると考えたが、丹波篠山においても、既に実施されているものがある一方で、運用面での課題もあることが分かり、継続の難しさを認識した。また、先ほど宿泊税に類する提案があつたが、観光客に一定の負担を求め、その財源を地域の環境整備等に充てる仕組みについても、検討の余地があるとする。

(E委員)

啓発という意味では、まるいの、まめりんに加えて、“もりいの(仮)”みたいな丹波の森づくりのゆるキャラをつくるなど親近感のある緩い取り組みを検討してみてもいいのではないか。

(委員長)

丹波篠山市が大事にしていることを市外の人など対外的に伝える規定を置くことは盛り込む方向で検討していいのではないかと感じている。そうした規定は逆説的に市民にとっても学び直しの機会になり得ると考える。

(C委員)

まずは市民の方に思いを持ってもらうということが大事ではあるが、楽しさがあるわけではなく、しかも内容としてもとっつきやすいものでもないものを、いかに興味を持ってもらうかということは大変難しいところがある。ひとつカギになるのが生活との密着感などではないか。

(委員長)

委員長として発言してしまうとよくないのかもしれないが、この検討委員会の話をいただいたときに、頭に浮かび上がってきたものとして、祝日の制定がある。記念日を制定しても形骸化する懸念があるが、祝日になると学校や企業の休みと結び付けることで、否が応でも意識させることができる。もちろん学校からすれば少しでも授業時間を確保したいことから、難色を示すと思われるが、ひとつのアイデアとしてこの機会にお伝えさせていただきたい。それでは、次回の委員会日程については、5月中旬頃に開催したいと考えている。日程の調整については、改めて事務局からさせていただきたい。

#### 4. その他

次回委員会は、4月以降に調整のうえ決定する

#### 5. 閉会

山田副委員長あいさつ